

湧別町公私連携幼保連携型認定こども園運営条件

湧別町公私連携幼保連携型認定こども園運営条件

公私連携幼保連携型認定こども園として、民営化する湧別町立保育所（以下「公私連携こども園」という。）の運営及び管理について、公募により選考された公私連携幼保連携型認定こども園運営法人（以下「公私連携法人」という。）は、以下の条件により公私連携こども園の運営を行うものとする。

1. 公私連携こども園の運営基本

- (1) 公私連携法人は、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）及び関連する法令（以下「法令等」という。）及び町と締結する協定を遵守するとともに、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府文部科学省厚生労働省告示第1号。以下「教育・保育要領」という。）に基づき教育・保育に関する全体的な計画を作成し実施しなければならない。
- (2) 公私連携法人は、公私連携こども園の運営・管理に係る業務について一括して別法人に再委託してはならない。
- (3) 公私連携法人は、移行の日に支障なく開園するため、町と十分な協議を行い必要な人材確保と運営資金など必要な準備を整えなければならない。

2. 公私連携こども園として民営化する保育所

(1) 施設概要

中湧別保育所

所在地	湧別町中湧別中町3021番地の1
敷地面積	7,535.00㎡
建築年月	平成12年2月
床面積（保育所部分）	836.47㎡
園舎構造	鉄骨造平屋建

(2) 用地及び園舎等の貸付について

- ①用地、園舎及び遊具・付帯設備等については、協定有効期間中無償貸付とする。
（法第34条第4項、児童福祉法（昭和22年法律第164条）第56条の8第4項）
- ②本町が指定する備品については、協定期間中無償貸付とする。
- ③施設の修繕については公私連携法人が対応するものとする。
- ④有効期間を更新するときは、町と公私連携法人とで再度協議するものとする。

3. 園の名称について

移行後の公私連携こども園の名称及びクラス名称については、町と協議のうえ決定するものとする。

4. 公私連携こども園の定員等

- (1) 定員120名を基本とする。
- (2) 年齢区分及び認定区分の人数については、入園希望者を勘案し町と協議のうえ決定するものとする。
- (3) 1号認定の入園受付は、公私連携法人が行い、2号認定及び3号認定の入園受付は原則、町が行うものとする。

5. 教育・保育時間等

- (1) 教育標準時間は、要領に基づき4時間以上とし、次の時間を基本とし公私連携法人が設定する。
 - ・ 8時30分～14時45分
- (2) 保育時間は、要領に基づき次の時間を基本とし、公私連携法人が設定する。
 - ・ 標準時間保育 7時30分～18時30分（11時間）
 - ・ 短時間保育 8時30分～16時30分（ 8時間）
- (3) 教育・保育時間以外の保育時間は次のとおりとする。
 - ・ 預かり保育（1号認定）
 - 7時30分～8時30分
 - 14時45分～18時30分
 - ・ 延長保育（2号認定・3号認定の保育短時間）
 - 7時30分～8時30分
 - 16時30分～18時30分
- (4) 休園日は、日曜日・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月30日から翌年の1月4日までとする。

ただし、公私連携法人が特に必要な場合は、町と協議を行い臨時休園とすることができる。

6. 必要な人員及び研修

- (1) 園長1人を配置すること。園長は専任とし、幼稚園教諭免許状と保育士資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者又はこれと同等の資質を有する者であること。
- (2) 保育教諭ほか職員の配置は北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例（平成18年北海道条例第78条）第13条により配置すること。
- (3) 年度途中での入所児童を見込んだ職員配置をするなど、待機児童対策に積極的に取り組むこと。

- (4) 保育教諭の正規雇用率を国で定めている職員配置基準（園長・副園長・主幹を除く）の概ね6割以上とすること。
- (5) 保育教諭の資質向上を図るため、必要な研修を行うこと。
- (6) 学校医・学校歯科医・学校薬剤師を設置すること。

7. 運営・活動の継続

- (1) 公私連携こども園への移行及び民間移管に伴う在園児への影響が最小限になるよう努め、現在の教育・保育指導計画等の継続に配慮すること。
- (2) 保護者会等の組織を設置する場合は、保護者と協議を行ったうえで新たに設置するものとし、保護者への負担が最小限となるよう活動の支援を行うとともに活動の場を提供すること。
- (3) 町や教育委員会が主催する行事、会議等へは積極的に参加すること。
- (4) 年間行事については、現在の幼稚園、保育所の行事を基本に再考し、新たな行事に取り組む場合は保護者を含め協議を行うこと。

8. 教育・保育内容

- (1) 教育・保育要領を適切に履行すること。
- (2) 公私連携法人は、特色のある教育・保育の提供に努め、本町の豊かな自然を生かしさまざまな体験をバランスよく取り入れた活動を行うこと。ただし、事業の内容によっては、その目的・費用負担等の内容を書面にし、町と協議を行うこと。
- (3) 保護者の宗教等の多様性に配慮し、誤解を招くような宗教的な行事や行為は絶対に行わないこと。ただし、一般的な行事については制限をしない。
- (4) 子育て支援事業に取り組むこと。（法第2条第12項）
- (5) 一時預かり事業・延長保育事業・障がい児保育事業など町が指定する特別保育事業を行うこと。
- (6) 特別な支援を必要とする子どもを受け入れ、教育・保育要領に基づいた教育・保育を行うこと。
- (7) 支援を必要とする園児・保護者への対応については、町の行政窓口や教育委員会、その他関係機関と連携を図ること。
- (8) 移行後の運営については、保護者・公私連携法人・町の三者が協議できる組織又は機会を設けること。
- (9) より良い教育・保育活動を行うため、常に教育・保育内容の向上に努めること。
- (10) 保護者等からの苦情については、責任者を定め解決処理の仕組みを整備すること。
- (11) 施設の適切な管理・運営に努めるほか、地域住民と良好な関係を保つこと。
- (12) 1号認定児童及び上湧別地区から通園する2号認定児童について、町と協議・連携し送迎サービスを行うこと。

9. 給食提供について

- (1) 給食は町給食センターから、原則週5日副食のみを配食する。未満児の給食及び主食については、所内において調理員により調理するものとする。
- (2) 食物アレルギーを持つ園児に対しては、対応する給食を提供すること。なお、必要な場合は町及び保護者と協議をすること。
- (3) 給食提供に必要な設備や備品等については、施設に設置してあるものを使用すること。ただし、それ以外に必要な物品等については公私連携法人で準備または整備すること。
- (4) 食材等については地産地消に積極的に取り組み、安全・安心な食材を確保すること。また、給食に関する保護者等への情報提供を行うこと。
- (5) 園児の年齢に応じた食育計画を作成し、食育推進を図ること。
- (6) 給食提供に伴う保健所や関係機関等への申請等は公私連携法人が行うこと。

10. 園児の通園、移動について

(1) 通園

- ①教育認定子どもの通園は、乙の所有するバスにより、上湧別、中湧別、湧別地区の園児を乙の管理のもとに運行し、実施するものとする。運行経費は乙の負担とする。運行には保護者の申し送りや園児の安全管理のため、乙の職員を添乗させる。添乗経費は乙の負担とする。
- ②保育認定子どもの通園は、甲の所有するバスにより、開盛、上湧別、富美地区の園児を甲の管理のもとに運行し、実施するものとする。運行経費は甲の負担とする。運行には保護者の申し送りや園児の安全管理のため、乙の職員を添乗させる。添乗経費は甲の負担とする。

(2) 教育・保育に係る移動

教育・保育に係る移動は、乙の用意するバス等で乙の管理のもと乙が運行を行う。運行等に係る経費は、乙の負担とする。ただし、前号イの通園に使用するバスを甲の承認する範囲内で、教育・保育に係る移動に使用することができる。その場合の運行に係る経費は、乙の負担とし前号イの運行に係る経費と明確に区分するものとする。

(3) バスの運行時間

通園に係るバスの運行時間及び運行回数等については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

11. 運営経費等について

- (1) 運営経費は、施設型給付費及び保護者の保育料(利用者負担金)を基本とする。
- (2) (1)の収入をもって、園の健全な運営に支障が生じる場合は、町が予算の範囲内で必要な支援を行うものとする。
- (3) 保育料は、湧別町保育所条例(平成21年町条例第109号)に基づき算出し

た額とする。

- (4) 一時預かり保育・延長保育等の利用者負担は公私連携法人が請求・徴収すること。

なお、利用者負担金については、利用者の経済的負担が過重とならないよう十分配慮するとともに、移管後見直しを行う場合は、三者協議により決定すること。

- (5) 教育・保育の遂行に必要な経費及び行事費等の保護者負担金については、保護者への事前説明を行ったうえで、内容が分かる明細書等を交付し公私連携法人が請求・徴収をするものとする。
- (6) 公私連携こども園専用部分に係る光熱水費や施設の保守点検など維持管理に関する経費は公私連携法人の負担とする。
- (7) 移行に伴う、変更手続きや変更に伴う経費については公私連携法人の全額負担とする。

12. 移行準備について

- (1) 公私連携こども園への移行に際し、保護者や地域住民から理解が得られるよう努めること。
- (2) 保護者や地域住民からの園に対する要望があった場合は、公私連携法人が対応すること。
- (3) 移行に伴い、公私連携法人は、園長及び各クラスの担任予定者を定め、町に報告すること。
- (4) 移行後の園長及び各クラスの担任予定者を引継主任者とし、現在の行事・運営・教育保育に関する事等について、町と協議しながら引継を行うこと。
- (5) 移行後の園に上湧別地区から転園する児童及び保護者に負担がかからないよう配慮すること。
- (6) 公私連携法人は、町と協議の上必要な職員を確保し、開園までに問題なく移行できるようにすること。なお、引継業務等に伴う経費は公私連携法人の負担とすること。

13. 報告等について

- (1) 公私連携法人は、次年度の教育・保育に関する計画書を作成し、前年度3月末までに町長に報告すること。
- (2) 会計年度終了後、速やかに、業務報告・実績報告・収支決算書を町長に報告すること。また、町長が特に必要若しくは提出を求めた資料については、速やかに報告すること。
- (3) 保護者等、利用者を対象としたアンケート調査を定期的実施し、集計した結果を町長に報告すること。
- (4) 保護者や地域住民からの苦情及び要望については、公私連携法人が対応し、そ

の結果について町長に報告すること。

- (5) 教育・保育時間中に事故が発生した場合や、感染症が発生した場合は、速やかに町長に報告するほか、状況及び内容によっては関係する機関にも報告すること。
- (6) 公私連携法人は、管理及び運営業務に関する書類・帳簿・台帳を備え当該年度経過後5年以上保管をし、必要に応じて速やかに提示できるよう整備すること。
- (7) 町は、公私連携法人に対し管理・運営・経理の状況について報告を求め、必要に応じて指導を行うことができるものとし、その場合、公私連携法人は従わなくてはならない。

14. 損害及び防災対策について

- (1) 公私連携法人は、公私連携こども園の管理運営業務を遂行するにあたり、損害賠償保険等、運営上必要な保険に加入すること。なお、加入に伴う費用については、公私連携法人の負担とし、園児に関わる保険の加入及び保険料の取り扱いについては公私連携法人で定めること。
- (2) 公私連携法人は、公私連携こども園の管理運営業務を遂行するにあたり発生した損害、若しくは第三者におよぼした損害について負担するものとする。ただし、町の責めに帰する場合を除く。
- (3) 公私連携法人は、法令等に基づき、職員の防災教育及び災害発生時の避難誘導体制の確立を行うほか、各種マニュアルを整備し、総合的な安全対策及び危機管理体制を整備すること。

15. その他

- (1) 町が施設の使用を必要とする場合は積極的に協力すること。
- (2) この運営条件の定めに記載のない事については、公私連携法人と町で協議のうえ決定すること。